記者発表資料

平成２２年３月１８日
東 北 地 方 整 備 局

直轄工事の施工体制一斉点検、１２７工事で実施。
重大な違反はなし

東北地方整備局では、平成21年10月から12月にかけ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年4月1日施行）のより一層の徹底を図るため、10月1日現在施工中の1,301工事の中から127工事（全体の約10%）を対象に施工体制の一斉点検を実施しました。

今回対象となった127工事中23工事で改善指導を行いました。

改善指導については、「明確な工事内容での下請契約」の点検項目において、契約書等に契約工種、契約数量及び契約金額に機械費や材料費が含まれるか否かが明記されていない等の書類の不備が、23工事中16工事と、一番多く見つかりましたが、指導の結果、改善が図られました。

「建設業法」「適正化法」に反する重大な違反に該当する工事はありませんでした。

○点検工事（以下の条件に合致するもの）
請負金額 2,500 万円以上の工事（建築一式工事においては、5,000 万円以上）のうち
①低入札価格調査制度対象工事（以下、「低入札工事」という）は全工事実施
②重点的な監督業務を実施する工事
③①及び②の他、概ね施工中工事の１０%程度を抽出

○点検対象工事数

・施工中工事数（H 21.10.1 現在）	1,301工事（16工事）【1,079工事(29工事)】
・点検工事数	127工事（12工事）【 143工事(29工事)】
・改善指導の工事数	23工事（ 2工事）【 25工事(5工事)】

※（ ）は、低入札工事数（内書き、以下同じ）
【 】は、Ｈ２０年度点検対象工事

○結果概要
・基本的な点検事項のうち、下請契約に関する点検（明確な工事内容での下請契約）における指導が最も多く、１６工事で改善指導を行いました。
・また、一括下請点検のうち、元請業者の下請施工の関与に関する点検（工程管理の実施）でも４工事で改善指導を行いました。
・「建設業法」「適正化法」等の重大な違反に該当する工事は見受けられませんでした。
・東北地方整備局では、日々の監督業務を通して適正な施工体制の一層の確保を図ります。

※全国の点検結果は、本省で同時記者発表しています。

（添付資料）
○点検結果の概要
○参考資料（平成 21 年度　公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について）

発表記者会：東北専門記者会

問い合わせ先				
国土交通省　東北地方整備局				
全体及び土木工事関係	企画部	総括工事検査官	佐々木	一夫（内線 3117）
（港湾空港関係）	港湾空港部	港湾空港整備・補償課長	川守田	正路（内線 6511）
（営 繕 関 係）	営繕部	技術・評価課長	齊藤	武秀（内線 5451）
電話（０２２）－２２５－２１７１（代表）				
（０２２）－７１６－０００１（港湾空港部）				

－点検結果の概要－

１．今年度の点検結果の傾向

○ 全体で 127 工事（稼働中 1,301 工事の約 10%）を点検。このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は 12 工事（稼働中 16 工事の約 75%）、それに準じて重点的な監督業務を実施する工事は 36 工事（稼働中 149 工事の約 24%）。

○ 点検を実施した 127 工事のうち 23 工事(36 件)で、書類の不備など軽微な改善指導が見られた。なお、点検の結果、明らかな建設業法違反が認められ、許可部局へ通知を行った工事は無かった。

○ H20（点検 143 工事中、25 工事(41 件)で軽微な改善指導）と比べ、あまり変化は見られなかった。

２．点検項目別の結果概要　　*※［　］は平成 20 年度点検結果*

（Ⅰ）基本点検項目

○ 改善すべき事項が見つかった 127 工事中、16 工事(21 件)について請負業者に改善を求めた（次項 表-1（Ⅰ）参照）。*※{H20 は 143 工事中、10 工事(12 件)}*

○ 建設業法で義務付けられた「施工体制台帳の備え付け（127 工事中、127 工事(100%)）」、「施工体系図の掲示（127 工事中、126 工事(99%)）」や「建設業許可票の掲示（127 工事中、126 工事(99%)）」とほぼ全ての工事で確認された。

○ 元請業者と下請業者の契約が「明確な工事内容」となっていることについて、改善すべき事項が 127 工事中、16 工事(12.6%)であり、昨年度より増加した（次項 表-1（Ⅰ）-①参照）。*※{H20 は 143 工事中、6 工事(4.2%)}*

（表－１）

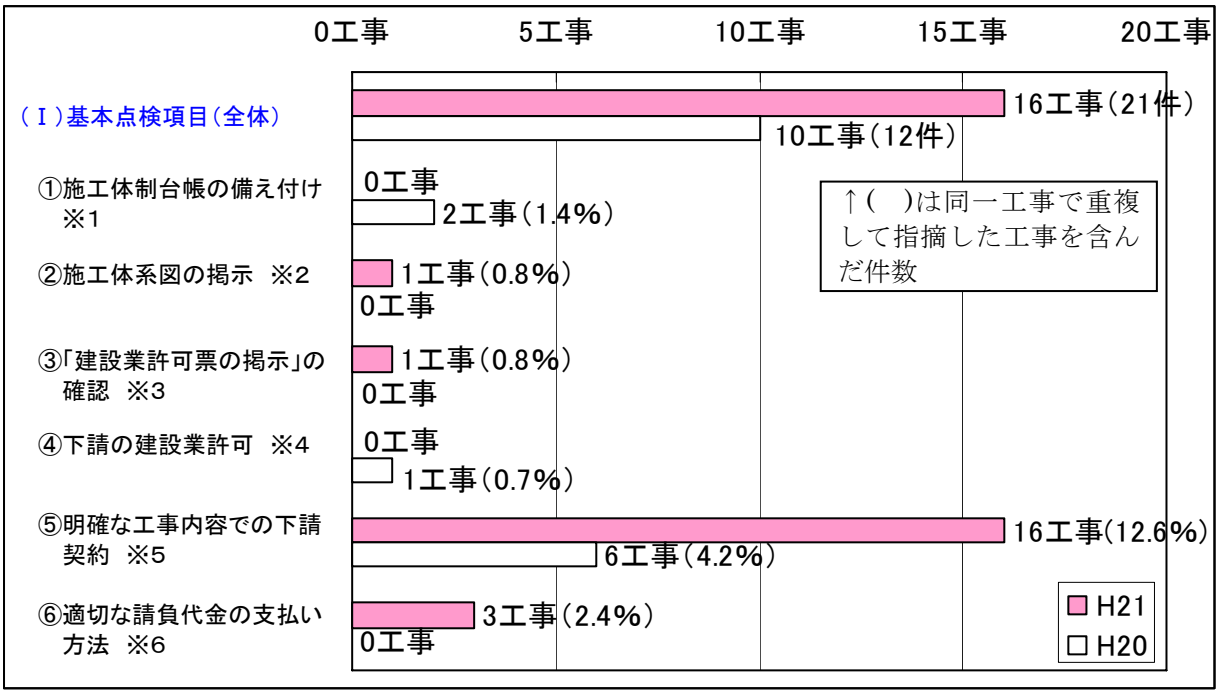

※１　施工体制台帳について、記載漏れや添付資料の不足等があった工事。
※２　施工体系図について、「工事現場の関係者」や「公衆の見やすい場所」に設置されていなかった工事。
※３　元請や下請の建設業許可票の掲示が確認できなかった工事。
※４　下請の許可が適切でなかった工事。
※５　建設業法で規定されている契約書に記載しなければならない事項等の記載が不明確であった工事。
※６　下請契約の契約書等において、請負代金の支払い方法が未記載及び不適切な内容であった工事。

（Ⅱ）元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

○ 昨年度より改善したものの、127 工事中、11 工事(15 件)について請負業者に改善を求めた（次項 表-2（Ⅱ）参照）。※ *{H20 は 143 工事中、19 工事(29 件)}*

○ このうち、改善すべき事項が多かった調査項目は、工程管理の実施（127 工事中、4 工事(3.1%)）であった（次項 表-2（Ⅱ）-②参照）。

（表－２）

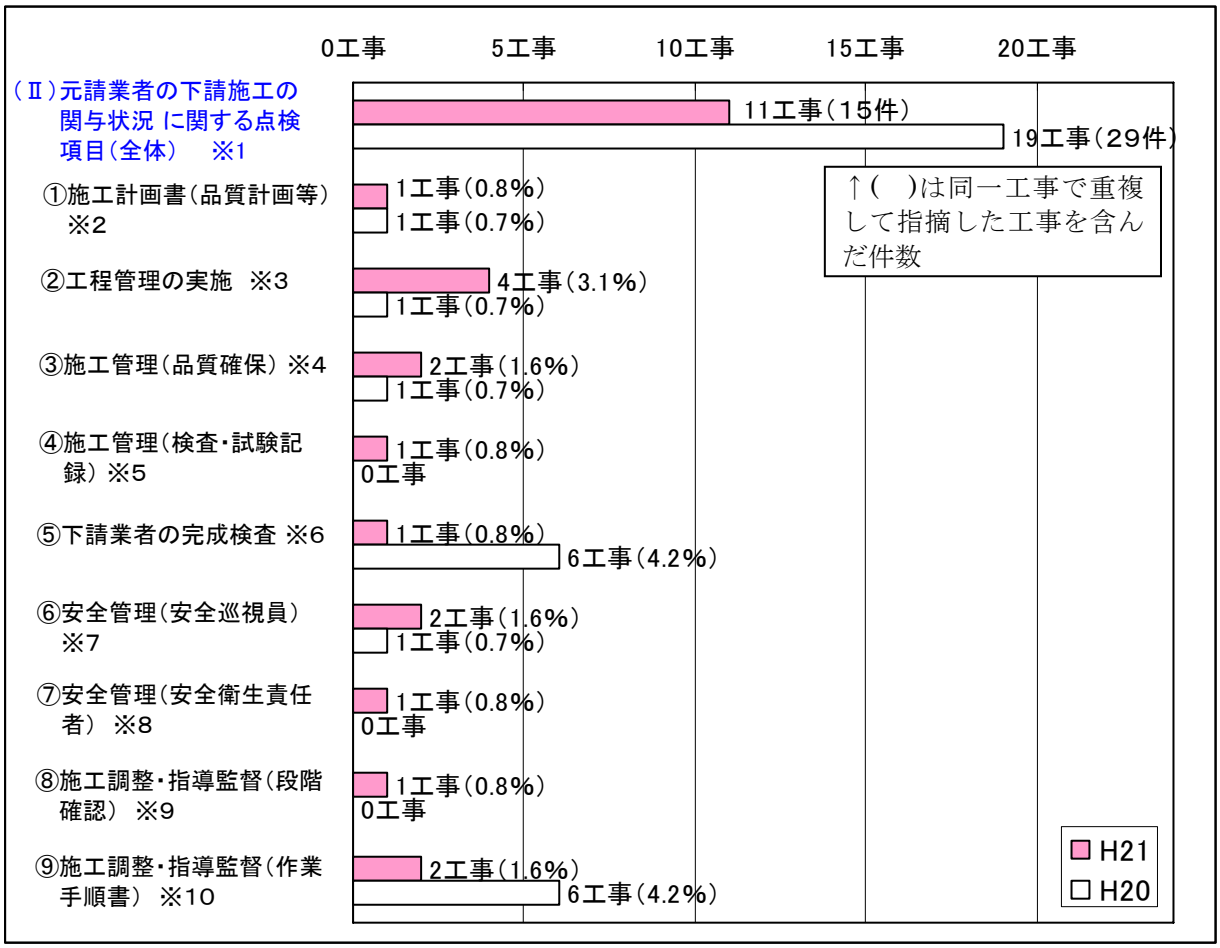

※１　作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、災害防止協議会の設置と開催、下請業者に対する安全管理の指導などの項目で改善すべき事項があった工事

※２　施工計画書の一部について下請業者の協力を受けていた工事。

※３　実施工程表が作成されておらず、履行報告が提出されていた工事。

※４　施工計画書の品質管理を担当する者を中心に、品質管理を元請業者が実施していることが確認できない工事。

※５　品質管理資料、出来形管理資料、出来形管理の測定表、材料検査報告書等を下請業者と共同して整理している工事

※６　元請業者が下請業者の出来高・出来形を一部しか確認していなかった（完成時のみ、一部の工種のみ確認等）工事。

※７　安全日誌等があるが、安全巡視員を特に定めていなかった工事。または、安全巡視員に下請業者を指名していた工事。

※８　安全管理責任者が従事していることを把握していない工事。

※９　下請業者に任せている部分の主要な段階で、元請御者が的確認に確認又は、把握を行っているかを、工事関係資料で確認できなかった工事。

※１０　下請業者を指導・監督するための作業手順書の作成について、工事関係資料で確認できなかった工事。

（Ⅲ）下請業者への点検項目

○ 下請の主任技術者の配置状況及び下請の主任技術者へのヒアリングにおいて、問題となる事項はなかった。

２．特徴的な点検項目

（１）重点点検項目（平成２０年度から実施）

平成２０年度からの経年調査で重点点検項目とした“明確な工事内容での契約”は（改善すべき事項がある割合 H20:143 工事中､6 工事(4.2%)→H21:127 工事中､16 工事(12.6%)）、増加傾向にあるため、今後も着目していく必要がある。

同じく重点点検項目とした“施工体制台帳の備え付け”は（同 H20:143 工事中､2 工事(1.4%)→H21:127 工事中､0 工事(0%)）”、減少傾向にあるが、“請負代金の適切な支払い方法”は（同 H20:143 工事中､0 工事(0.0%)→H21:127 工事中､3 工事(2.4%)）、微増傾向にあるため、今後も着目していく必要がある。

（表－３）

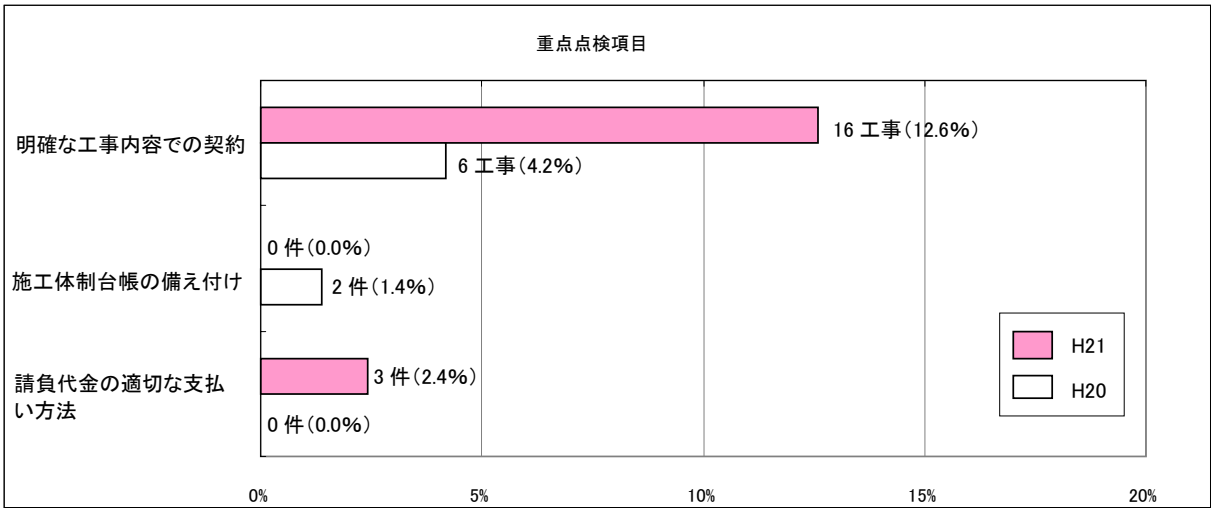

ｉ）明確な工事内容での下請契約

点検工事 127 工事中､16 工事(12.6%)の不備の内訳は以下のとおり。

（表－４）

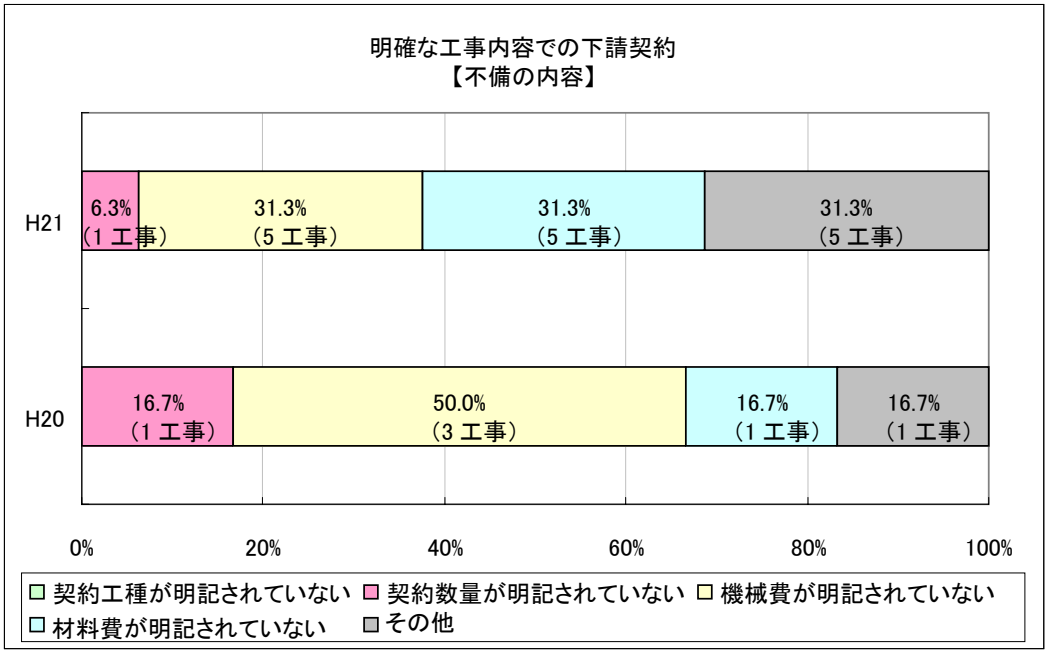

これらの不備が生じた主な理由は下記のとおり。

①打合せで機械費が含まれていると確認したため、機械費が不明記。

②口頭で機械費と材料費が含まれていると確認したため、機械費と材料費が不明記。

③単価で機械費と材料費が含まれていると判断したため、機械費と材料費の持ち分が不明確。

④長年の慣例で機械費と材料費が含まれていると判断したため、機械費と材料費の持ち分が不明確。

⑤チェック漏れのため数量が不明記。

⑥本社に資料があるため、備え付け資料では数量、機械費、材料費が不明記。

ⅱ）施工体制台帳の備え付け

問題はなかった。

ⅲ）請負代金の支払い方法

点検 127 工事中、3 工事（2.4%）の不備があり、内容は、チェック漏れのため、2 次下請に対しての一部支払条件の明記がなかったものが２件、記載ミスのため、誘導員(単価契約)であるにも関わらず、現金と手形を併用していたものが１件であった。

（２）特に改善がみられている調査項目

１）建設業許可票の掲示

建設業許可票の掲示は、建設業法第 40 条において、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが、請負者に義務づけられている。

点検を開始した平成 14 年度においては、概ね全ての工事で建設業許可票の掲示はされていたものの、建設業法や適正化法(H13.4.1 施行)の趣旨が十分に浸透しておらず、点検 168 工事中、117 工事(69.6%)で、提示場所に改善すべき点が見受けられた、平成 21 年度においては、点検 127 工事中、1 工事(0.8%)で建設業許可票の掲示場所に改善すべき点が見受けられた。これは、概ね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われていると言え、適正化法の趣旨が十分に浸透してきていると言える。

２）施工体系図の掲示

施工体系図は、当該工事現場の関係者や公衆の見やすい場所に設置することが、公共工事の請負者に対して義務づけられている（建設業法第 24 条の 7 第 4 項、適正化法第 13 条第 3 項)。点検を開始した平成 14 年度においては､概ね全ての工事で施行体系図が掲示されていたものの、点検 168 工事中､35 工事(20.8%)の工事で施行体系図を掲示する場所に改善すべき点が見受けられたが、平成 21 年度においては、点検 127 工事中､1 工事(0.8%)で施行体系図の掲示する場所に改善すべき点が見受けられた。これは、概ね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われており、適正化法の趣旨が十分に浸透してきていると言える。

３．施工体制確認型その他の状況について

H21 は、点検 127 工事中、施工体制確認型※は 96 工事、施工体制確認型以外は 31 工事。

改善すべき事項がある工事の割合は、施工体制確認型では 96 工事中、19 工事(19.8%)、施工体制確認型以外では、31 工事中、4 工事(12.9%)であった。

H20 は、点検 143 工事中、施工体制確認型は 64 工事、施工体制確認型以外は 79 工事。

改善すべき事項がある工事の割合は、施工体制確認型では 64 工事中、8 工事(12.5%)、施工体制確認型以外では、79 工事中、17 工事(21.5%)であった。

引き続き、適切な施工体制を確保していくように指導が必要である。

※ 施工体制確認型：施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について確認し、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査するもの。技術提案加算点のほかに、施工体制評価点を設けている。応札額が調査基準価格を下回った場合及び施工体制に不安があり契約の内容に適合した履行がされないおそれのある場合は、追加書類の提出を求めるとともにヒアリングを実施し、施工体制の実現確実性を評価する。

参考資料

平成 21 年度　公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

１．点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成 13 年 4 月施行の適正化法では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成 17 年 4 月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、東北地方整備局では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成 14 年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しております。

２．東北地方整備局における実施方法

（１）点検期間

平成 21 年 10 月から 12 月を一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

（２）点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額 2,500 万円以上の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

Ⅰ．基本点検項目

ⅰ．監理技術者等の配置に関する点検

①監理技術者資格者証の提示（建設業法第 26 条第 5 項等）②「元請がＪＶの場合の他の主任技術者」の資格③「元請がＪＶの場合の他の主任技術者」の常駐

ⅱ．施工体制台帳の備え付け等

①施工体制台帳の備え付け（建設業法第 24 条の 7、重点点検）、②施工体系図の掲示（建設業法第 24 条の 7 第 4 項及び適正化法第 13 条第 3 項）③建設業許可票の掲示（建設業法第 40 条）、

ⅲ．下請契約

①下請業者の建設業許可（建設業法第３条）、②明確な工事内容での下請契約（重点点検）、③適切な請負代金の支払い方法（重点点検）

Ⅱ．元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

ⅰ．元請業者の下請施工の関与状況

①発注者との協議、②施工計画書（品質管理計画等の立案）、③工程管理の実施状況、④施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管）、⑤下請業者の完成検査、⑥安全管理（安全巡視員の配置と安全巡視の実施、下請の安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認）、⑦施工調整・指導監督（施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、段階確認の実施、作業手順書の作成）

ⅱ．紛らわしい施工体系

①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

Ⅲ．下請業者への点検項目

ⅰ．下請業者の主任技術者の配置状況

①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

ⅱ．下請業者の主任技術者へのヒアリング

①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの下請負代金の支払い実態

（３） 点検方法

点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部（工事検査官）、営繕部（技術・評価課長等）、港湾空港部（港湾空港整備課長等）、各事務所等（副所長、工事品質管理官、技術課長、工務課長等）の職員により実施しました。点検にあたっては、監督職員の立会のもと、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、請負者に関係資料の提示等を求めました。